

3. 構造耐力規定の緩和条件（適用区分1～5のいずれか及び各適用区分内のすべての項目に該当すること）

<input type="checkbox"/> 適用区分1	規模制限なし(令第137条の2第一号イ)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第3章第8節(増改築に係る部分は令第3章)の規定に適合（※4） ・ 耐久性等関係規定に適合 →4.(1)へ ・ 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、各規定に適合 ・ 屋根ふき材等は、昭46建設省告示第109号の基準に適合 ・ 特定天井の規定(平25年国交告771号第3または大臣認定または落下防止措置)に適合 	

<input type="checkbox"/> 適用区分2	規模制限なし(令第137条の2第一号ロ EXP.J分離)
<p>○ 増改築部分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第3章の規定に適合（※4） ・ 令第129条の2の3(建築設備の構造強度)に適合 <p>○ 既存部分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐久性等関係規定に適合 →4.(1)へ ・ 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、各規定に適合 ・ 屋根ふき材等は、昭46建設省告示第109号の基準に適合 ・ 特定天井の規定(平25年国交告771号第3または大臣認定または落下防止措置)に適合 	
下記適用区分2-1～2-3のいずれかに該当	
<input type="checkbox"/> 適用区分2-1【平17国交省告示第566号第2第一号イ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第3章第8節(構造規定)により安全性を確認（※4） 	
<input type="checkbox"/> 適用区分2-2【平17国交省告示第566号第2第一号ロ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震に対して令第3章第8節(構造規定)により安全性を確認（※4） ・ 地震以外に対して令第82条第一号～三号により安全性を確認（※4） 	
<input type="checkbox"/> 適用区分2-3【平17国交省告示第566号第2第一号ハ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断基準(新耐震基準も含む)への適合性によって安全性を確認 →4.(2)へ ・ 地震以外に対して令第82条第一号～三号により安全性を確認（※4） 	

<input type="checkbox"/> 適用区分3	基準時の1/2以下(令第137条の2第二号イ)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐久性等関係規定に適合 →4. (1)へ ・ 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、各規定に適合 ・ 屋根ふき材等は、昭46建設省告示第109号の基準に適合 ・ 特定天井の規定(平25年国交告771号第3または大臣認定または落下防止措置)に適合 	
下記適用区分3-1～3-5のいずれかに該当	
<input type="checkbox"/> 適用区分3-1【平17国交省告示第566号第3第一号ロ(1)及びハ(1)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物全体を令第3章第8節(構造規定)により安全性を確認 (※4)
<input type="checkbox"/> 適用区分3-2【平17国交省告示第566号第3第一号ロ(2)及びハ(2)】	《法第20号第1項第四号の木造在来軸組工法・枠組壁工法の建築物に限る》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物全体を釣り合いのよい耐力壁の配置等の基準で安全性を確認 →4. (3)へ
<input type="checkbox"/> 適用区分3-3【平17国交省告示第566号第3第一号ハ(1)及びニ】	《増改築後の建築物(EXP.J等による分離増改築の場合は、既存部分に限る)の 架構を構成する部材が増改築前から追加及び変更がない場合に限る》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断基準(新耐震基準も含む)への適合性によって安全性を確認 →4. (2)へ ・ 地震以外に対して令第3章第8節(構造規定)により安全性を確認
<input type="checkbox"/> 適用区分3-4【平17国交省告示第566号第3第一号ハ(2)及びニ】	《増改築後の建築物(EXP.J等による分離増改築の場合は、既存部分に限る)の 架構を構成する部材が増改築前から追加及び変更がない場合に限る》 《法第20号第1項第四号の木造在来軸組工法・枠組壁工法の建築物に限る》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断基準(新耐震基準も含む)への適合性によって安全性を確認 →4. (2)へ ・ 地震以外に対して釣り合いのよい耐力壁配置等により安全性を確認 →4. (3)へ
<input type="checkbox"/> 適用区分3-5【平17国交省告示第566号第3第一号ホ】	《EXP.J等による分離増改築の場合に限る》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震に対して既存部分を令第3章第8節(構造計算)、または耐震診断基準(新耐震基準も含む)への適合性によって安全性を確認 →4. (2)へ ・ 地震以外に対して既存部分を令第3章第8節(構造計算)または令第82条第一号～三号により安全性を確認
○ 増改築部分について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第3章第1節～7節の2(仕様規定)の規定に適合 	

<input type="checkbox"/> 適用区分4 (基礎補強)	基準時の1/2以下(令第137条の2第二号ロ) (※5)
《法第20号第1項第四号の建築物に限る》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第3章第1節から第7節の2まで(第36条及び第38条第2項から第4項までを除く)の規定に適合 ・ 既存基礎の補強について平17国交省告示第566号第4の規定に適合 	

<input type="checkbox"/> 適用区分5	基準時の1/20以下かつ50㎡以下(令第137条の2第三号イ) (※3)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 増改築に係る部分が令第3章の規定に適合 (※4) ・ 増改築に係る部分の建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、各規定に適合 ・ 増改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しない接続方法 (<input type="checkbox"/> EXP.J等 <input type="checkbox"/> その他) ・ 調査者(設計者)所見 [] 	

《 記載方法等 》

1. 既存不適格建築物の状況

- ・ (2) 不適格事項の概要について、ロ. 既存不適格の規定欄には、該当する法令の条項(例: 法第○条第○項第○号)を記入してください。ハ. 不適格になった時期欄については、ロ. 欄に記載した法令の施行日を記載してください。
- ・ (3) 建築履歴及び新築増築の時期を示す書類について、添付図書※2に記載された内容と一致するように記入してください。
- ・ (4) 基準時以前の建築基準法関係規定の適合について、既存部分が、基準時(上記(2)に記載の既存不適格となった時期)以前の建築基準法関係規定に適合していることについて、確認を行った方法を選択し、□にチェックしてください。

2. 増築に係る部分の概要

- ・ (A)～(e)までの面積を記載し、該当する適用区分の□にチェックしてください。

3. 構造耐力規定の緩和条件

- ・ 適用区分1から3のいずれかに該当すること。
- ・ 該当する適用区分欄に→が記載してある場合は、次の4. 安全確認の方法について、該当する部分を記入してください。

4. 安全確認の方法

- ・ 3. 構造耐力規定の緩和条件で、該当する適用区分において指示のあった項目について、該当するものの□にチェックしてください。
- ・ (2)については、耐震診断、又は新耐震基準への適合性のいずれか該当する方の□にチェックしてください。

5. 総合所見欄

- ・ 本申請に係る既存不適格建築物、及び増改築後の建築物全体の構造(安全性等)について所見を記載してください。